

令和元年度 土壌汚染対策法に基づく技術管理者の更新講習 受講の手引き

土壌汚染対策法に基づく技術管理者の更新講習（以下「更新講習」という。）を受講する際は、この受講の手引きをよくお読みの上、お間違えのないように受講の手続きを行ってください。

- 【在中書類】
1. 受講の手引き（本書）
 2. 更新講習受講申請書
 3. 受講会場申込書
 4. 申請書送付用封筒

■講習日

開催地	日程	会場	定員	本申込みの締切日 (書類必着)
東京	令和元年9月10日(火)	品川フロントビル会議室 会議室B (東京都港区港南 2-3-13 品川フロントビル B1 階)	90名	令和元年8月27日(火)
大阪	令和元年11月27日(水)	梅田スカイビル会議室 A会議室 (大阪府大阪市北区大淀中1-1 梅田スカイビル タワーウエスト22階)	80名	令和元年11月13日(水)
東京	令和2年1月15日(水)	AP東京丸の内 B+C会議室 (東京都千代田区丸の内1-1-3 日本生命丸の内ガーデンタワー3階)	50名	令和元年12月25日(水)

■受講手数料 13,500円（収入印紙にて）

要保存

この手引きは、更新講習受講後の技術管理者証更新の手続きやお問い合わせなど、受講申請書提出後に必要なことが記載してあります。更新講習受講後も大切に保管してください。

 環境省 ホームページ http://www.env.go.jp/water/dojo/kikan/exam/post_25.html

※更新講習については、下記の「土壌汚染調査技術管理者講習事務局」（以下「事務局」という。）が窓口となりますので、資料送付やご相談、お問い合わせなどは下記にお寄せください。

【土壌汚染調査技術管理者講習事務局】

〒210-0828 神奈川県川崎市川崎区四谷上町10-6
一般財団法人日本環境衛生センター 研修事業部研修事業課 土壌汚染調査技術管理者講習係
電話：044-288-4919 FAX：044-288-4952

I . 概要	3
II . 受講の手続き	4
III . 技術管理者証更新のための申請手続き	7
IV . 技術管理者証の再交付	8

令和元年度 土壌汚染対策法に基づく技術管理者の更新講習、及び技術管理者証更新の流れ

1 受講の仮予約

一般財団法人 日本環境衛生センター ホームページ
(<https://www.jesc.or.jp/work/tabid/316/Default.aspx>) より仮予約を受付いたします。



2 受講の本申込み

受講申請書一式と必要なものを郵送（書留）してください。



3 受講票の送付

受講票は、講習日の1週間前を目途にお届けします。



4 講習実施



5 修了証等の受領



6 技術管理者証更新の申請

技術管理者証は、有効期間内に更新の申請を行ってください。
受講されただけでは技術管理者証は更新されません。



7 技術管理者証（更新）の受領

1. 概要

1. 更新講習実施について

土壤汚染対策法に基づく指定調査機関は、土壤汚染状況調査等の技術上の管理をつかさどる者として技術管理者を選任し、土壤汚染状況調査等に従事する他の者を監督させなければなりません。

技術管理者は環境大臣が実施する試験に合格し、環境大臣が交付する技術管理者証の交付を受けた者である必要があります。

また、技術管理者証の有効期間は5年間です。有効期間の更新を受けようとする者は、当該技術管理者証の有効期間が満了する日の1年前から満了する日までの間に、環境大臣が行う講習を受け、講習を修了した旨の証明書を受け取り、これを添付して環境大臣に提出する必要があります。

今般実施する講習は、環境大臣が実施する土壤汚染対策法に基づく技術管理者の有効期間更新のための講習です。

【注意】

技術管理者証は、有効期間が満了する日までに更新申請がなされていないと効力を失います。**更新講習を受講しただけでは、技術管理者証は更新されませんので、ご注意ください。**

2. 令和元年度更新講習の受講資格

令和元年（平成31年）9月から令和2年（平成32年）12月の間に技術管理者証の有効期間が満了する方が対象となります。

3. 講習日時・場所

開催日時・会場：表紙をご参照ください

受付開始：午前9時30分（予定）

開催時間：午前10時00分から午後5時00分まで（予定。詳細は受講票をご確認ください）

※ 受講票に記載された受講会場は原則として変更できません。予定受講会場での受講が不可能となった場合などは、事務局にご相談ください。

※ 会場は、実施者側の都合により変更することがあります。詳しくは受講票をご確認ください。

4. 講習内容

- ① 土壤汚染対策法に係る制度の概要、法改正の概要
- ② 調査に係る技術
- ③ 措置に係る技術
- ④ 自治体から見た土壤汚染状況調査に関する留意事項について
- ⑤ 問題演習及びその解説
- ⑥ その他

5. 受講手数料

更新講習受講手数料 13,500円

更新講習受講手数料分の収入印紙を、「更新講習受講申請書」の所定の位置に貼り付けて提出してください。

- ※ 収入印紙に消印はしないでください。
- ※ 都道府県の収入証紙並びに切手及び小為替等で代替することはできません。
- ※ 現金による納付や日本銀行への振込による受付はできません。
- ※ 収入印紙は郵便局、郵便切手類販売所又は印紙売りさばき所で購入できます。
- ※ 更新講習受講手数料は過不足なく納付してください。過剰に納付した場合も、差額返還できませんのでご注意ください。
- ※ **一度受理した更新講習受講手数料は返還できませんのでご注意ください。**
- ※ スタンプ式の印紙税納付計器の使用による更新講習受講手数料の納付は受付できません。
(理由：印紙税納付計器は印紙税納付のために使用するもので、更新講習受講手数料は印紙税ではないため)

II . 受講の手続き

1. 受講申請書等の入手方法

受講申請書等は、今年度講習の受講対象となる方に個別にお送りしておりますが、到着が確認できない場合や、紛失してしまった場合などは、以下のいずれかの方法で取得してください。

- ・ 下記のホームページよりダウンロードし、印刷してください。
<https://www.jesc.or.jp/work/tabid/316/Default.aspx>
- ・ インターネットをお使いになれない場合、事務局（電話044-288-4919）にご連絡ください。

2. 受講申請に必要なもの

- ① 更新講習受講申請書（様式第五の二）
- ② 収入印紙（受講手数料13,500円分を①更新講習受講申請書の所定の欄に貼り付けてください。）
- ③ 受講会場申込書
※ 「仮予約」（次項で説明）を済ませてからご記入ください。
- ④ 申請書送付用封筒
※ 申請書送付用封筒がない場合は、市販の封筒に必要事項をご記入の上、書留にて郵送してください。

3. 受講申請方法

下記①、②の順で、まず「仮予約」、次に「本申込み」を行って受講申請してください。必ず「仮予約」が必要となります。

① 受講の仮予約

令和元年7月30日（火）の午前10時以降に、一般財団法人日本環境衛生センターのホームページ（<https://www.jesc.or.jp/>）にアクセスし、「令和元年度土壌汚染対策法に基づく技術管理者の更新講習」のページ（<https://www.jesc.or.jp/work/tabid/316/Default.aspx>）から希望の日程・会場を選択して必要事項を記入し、仮予約します。この時、登録したメールアドレスあてに、仮予約を受け付けた旨の自動返信メールが届きます。自動返信メールには、本申込みの際に必要な「受講番号」が記載されていますので、大切に保管してください。

インターネット及び電子メールをお使いになれない方は、事務局（電話044-288-4919）までご連絡ください。必要な手続きを別途お伝えします。

いずれの場合も先着順ですので、ご希望の会場で仮予約できない場合がございます。ご了承ください。

② 受講の本申込み

「2. 受講申請に必要なもの」をそろえて、「申請書送付用封筒」にて事務局まで、書留にて郵送してください。「申請書送付用封筒」の所定の欄に、住所及び氏名、受講番号（上2ケタのみ）を記入し、受講会場の欄には○をつけてください。

※ なお、市販の封筒をご使用いただく場合は、封筒に住所及び氏名、受講番号（上2ケタのみ）、受講日程・会場をご記入の上、下記事務局まで書留にて郵送してください。

必要事項は「令和元年度土壤汚染対策法に基づく技術管理者の更新講習」のホームページ（<https://www.jesc.or.jp/work/tabid/316/Default.aspx>）からもご確認いただけます。

送付先

〒 210-0828 神奈川県川崎市川崎区四谷上町 10-6

一般財団法人日本環境衛生センター 研修事業部研修事業課 土壤汚染調査技術管理者講習係

※ 本申込みの書類が届いているかどうかの事務局への電話確認等はありません。本申込みの書類の到着確認は、郵便書留の引受番号により郵便局に確認してください（引受番号をもとに、郵便局のホームページ又は郵便局で確認できます）。

※ 事務局以外（環境省、地方環境事務所など）に申請書を送っても無効となりますので、ご注意ください。

4. 更新講習受講申請書の受付期間

「仮予約」をした後、「本申込み」を行って下さい。「仮予約」については、原則として先着順とします。

「本申込み」の締切日については、会場ごとに異なりますので、表紙をご確認ください。「本申込み」の締切日を過ぎてしまった場合は、必ず事務局までご連絡ください。

技術管理者証の有効期間が満了する日の1年前以内の受講日について申込みが可能です。該当期間外の会場に誤って申込みされた場合は、該当期間内の会場へ変更していただけます。

5. 注意事項

(1) 更新講習受講申請に関して

- 書類の氏名欄への旧氏名での記載はできません。
- 受講に関する書類を受理した後のキャンセルはできません。
- 提出書類に不備がある場合は受講申請書類を受け付けられませんので、受講申請書の提出は早めに行うようにしてください。
- 本申込み後、講習実施までに住所変更があった場合は、事務局にご連絡ください。また郵便局で郵便の転送届出を行ってください。
- 受講申請書の受理後、受講票は講習日の一週間前を目途にお届けします。

- ・ 受講日の3日前までに（土日・祝日を除く）受講票が届いていない場合や、受講票を紛失・汚損した場合などは、事務局にご連絡ください。受講当日に受講票を再発行いたします。
- ・ 受講申請後に予定受講会場での受講が不可能になった場合は、事前に事務局までご連絡ください。

(2) 受講時に関して

- ・ 受講当日は、「受講票」、本人確認用の証明書（詳細は下記）、「筆記用具」をご持参ください。
- ・ 受講の受付時に、本人確認を行います。そのため、以下のいずれかを必ずお持ちください。

- ▽ 「顔写真付きの公的証明書」（パスポート、運転免許証、マイナンバーカード、その他各種免許証など）
- ▽ 「現在の技術管理者証」と「健康保険証」の2点（両方合わせて）

※ いずれもお持ちでない方は、受講できない可能性があります。

- ・ 受講の際の席は指定席とさせていただきます。
- ・ 講習室へ入室する際は、携帯電話の電源を切るか、マナーモードにしてください。
- ・ 開始時間に遅れることのないようにしてください。
- ・ 講習当日、風水害等の自然災害などによる、本人の過失によらない公共交通機関の不通や遅れに遭遇した場合は、必ず当日に受講票記載の連絡先にご連絡ください。後日の申出は一切受け付けできません。
- ・ 台風等の天災による講習中止・遅延等の情報については、受講票記載の連絡先にお問い合わせください。
- ・ 各会場での喫煙、飲食については係員の指示に従ってください。
- ・ 講習時間中は、監督者の許可を得るまで講習室を退出することはできません。
- ・ 講習会場での指示事項及び監督者・係員の指示等は必ず守ってください。指示に従わないときには、受講を停止することとなります。
- ・ 全ての講習を受けられた方には、講習当日に、「技術管理者証更新申請書」をお渡しします。また講習修了直後に、受講票と引き換えに「修了証」をお渡しします。いずれも技術管理者証の更新交付に必要なものですので、紛失しないように大事にお持ち帰りください。

Ⅲ．技術管理者証更新のための申請手続き

※ この項の記述は、技術管理者証の交付（更新）に関するものです。新規の交付とは規定が異なるので、ご注意ください。

1. 「技術管理者証更新申請書」の入手方法

更新講習修了者は、技術管理者証の更新を申請できます。更新申請書は講習会場で配布しますが、紛失などした場合は以下のいずれかの方法で取得してください。

・更新講習受講後、下記のホームページよりダウンロードし、印刷してください。

<https://www.jesc.or.jp/work/tabid/316/Default.aspx>

・インターネットをお使いでない場合、事務局にご連絡ください。

2. 更新申請に必要なもの

- ① 技術管理者証更新申請書（様式第五）
- ② 収入印紙（更新申請手数料1,250円分を①技術管理者証更新申請書の所定の欄に貼り付けてください。）
- ③ 更新講習の修了証（原本）
- ④ 現在の技術管理者証（原本）
- ⑤ 本籍の記載のある住民票の写し（又は戸籍謄本・抄本、これらに代わる書面。いずれも発行から6ヵ月以内のものに限る。）

※ ⑤は技術管理者証の内容の書換えがあるときのみ必要です。

※ 上記①～⑤の書類はいずれも返却できません。ご了承ください。

※ ②、③、④、⑤はコピー不可。

※ ④現在の技術管理者証を紛失または汚損した場合は、8ページの「Ⅳ．技術管理者証の再交付」をご確認の上、再交付手続きを行ってください。また、現在の技術管理者証の有効期間に余裕がない場合は、④を添付しないまま更新申請書等を提出してかまいません。なお、この場合、再交付された④が提出されるまで新しい技術管理者証は交付されません。

3. 更新申請手数料

更新申請手数料：1,250円

更新申請手数料分の収入印紙を、「技術管理者証更新申請書」の所定の位置に貼り付けて提出してください。

※ 収入印紙に消印はしないでください。

※ 都道府県の収入証紙並びに切手及び小為替等で代替することはできません。

※ 現金による納付や日本銀行への振込による受付はできません。

※ 収入印紙は郵便局、郵便切手類販売所又は印紙売りさばき所で購入できます。

※ 更新申請手数料は過不足なく納付してください。過剰に納付した場合も、差額返還できませんのでご注意ください。

※ 一度受理した更新申請手数料は返還できませんのでご注意ください。

※ スタンプ式の印紙税納付計器の使用による更新申請手数料の納付は受付できません。

（理由：印紙税納付計器は印紙税納付のために使用するもので、更新申請手数料は印紙税ではないため）

4. 更新申請の方法

「技術管理者証更新申請書 記載例」を参考にご記入ください。「2. 更新申請に必要なもの」をそろえ、下記宛先まで、書留にて郵送してください。郵送以外は受け付けていませんのでご注意ください。

〒210-0828 神奈川県川崎市川崎区四谷上町10-6
一般財団法人日本環境衛生センター 研修事業部研修事業課 土壤汚染調査技術管理者講習係

5. 更新申請書受付期間

令和元年9月11日（水）から更新申請書を受け付けます。

申請から送付までおおむね1ヶ月半程度要しますので、あらかじめご了承ください。

※ 技術管理者証の更新申請は、現在の技術管理者証の有効期間が満了する日までに行わなければ効力を失いますので、ご注意ください（当日消印有効）。

6. 「修了証」の再交付

土壤汚染調査技術管理者講習の修了証の交付を受けた者が修了証を破り、汚し、又は失ったときは、再交付の申請ができます。

指定の「更新講習修了証再交付申請書」に再交付申請手数料（1,250円）分の収入印紙を貼ることに
より納付して申請してください。

申請書の様式や申請に関する詳細は環境省ホームページに掲載しています。

(http://www.env.go.jp/water/dojo/exam/cert/cert_regrant2.html)

IV . 技術管理者証の再交付

技術管理者証の交付を受けている者が技術管理者証を破り、汚し、又は失ったときは、再交付の申請ができます。

指定の「技術管理者証再交付申請書」に再交付申請手数料（1,250円）分の収入印紙を貼ることにより納付して再交付申請をしてください。

技術管理者証の再交付に係る申請書の様式や申請に関する詳細は環境省ホームページに掲載しています。

(<http://www.env.go.jp/water/dojo/exam/cert.html>)

【土壤汚染調査技術管理者講習事務局】

〒210-0828 神奈川県川崎市川崎区四谷上町10-6

一般財団法人日本環境衛生センター 研修事業部研修事業課 土壤汚染調査技術管理者講習係

電話：044-288-4919 FAX：044-288-4952